

交通安全協会だより（令和3年5月号）

～ 自転車交通安全運動月間実施中 ～

4月1日（木）から5月31日（月）までの2か月間、自転車交通安全運動月間が実施されています。

この運動は、自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、徳島県自転車条例を周知するとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を推進し、自転車乗車中の交通事故防止と自転車の安全で適正な利用の促進を図ることを目的としています。

【運動の重点】

- ①自転車の安全利用の実践
- ②自転車交通安全教育の推進
- ③安全な自転車利用環境の整備
- ④安全性の高い自転車の普及促進
- ⑤自転車事故に備えた損害賠償保険加入等の措置

～ 自転車は車のなかま ～ ルールを守って安全運転 ～

①ルールを守る

- 自転車は車道が原則 歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る

（飲酒運転 二人乗り 並進の禁止 夜間はライト点灯 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認）

②ヘルメットを被る

自転車事故で亡くなった方の主な損傷部位は頭部です。
自転車に乗るときは子供だけでなく家族みんなでヘルメットを着用しましょう。

③自分をアピール

暗くなったら周囲の車や人に自分の存在をアピールしましょう。
夜間はライト点灯 明るい服装 反射材の着用

75歳以上の運転技能検査の実施（令和4年6月までに導入）

①対象

免許の更新通知が届いた時点から過去3年間に、信号無視などの11種類のうちの一つでも違反をした75歳以上の方

②検査方法

対象者は自動車教習所などで実際に車を運転して検査を受ける。
免許更新期間中は繰り返し受検が可能ですが、不合格の場合は更新ができない。

③検査内容

指示速度による走行、一時停止、右左折、信号無視、段差乗り上げなどの運転技能を検査し、100点満点の減点方式で普通免許合格は70点以上とする。

その後、合格者は認知機能検査へ、認知症の恐れがないとの判断後、高齢者講習を受講し運転免許証を更新する。

運転技能検査の対象となる違反

- ①信号無視
- ②逆走などの違反
- ③追い越し車線の走行
- ④速度超過
- ⑤Uターン禁止などの違反
- ⑥踏切不停止や遮断機内侵入
- ⑦交差点右左折方法違反
- ⑧交差点安全進行義務違反
- ⑨横断歩行者妨害
- ⑩前方不注視など安全運転義務違反
- ⑪携帯電話を操作しながらの運転